

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

本町では、国・県の「障害者プラン」の理念に基づき、平成10年から「田布施町障害者計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加、主体性・選択制の尊重、地域での協働・支え合いの理念のもと、障害者施策の推進に努めてきました。

平成24年2月に、平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「田布施町障害者計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい福祉にかかる施策を計画的に推進してきたところです。平成29年度で現行の「田布施町障害者計画（第4期）」が最終年度となることから、制度改革の動向や様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「田布施町障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定します。

また、平成28年6月に改正された「児童福祉法」において障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

2. 計画の性格

この計画は、国・県の障害者施策と調整を図るとともに「第5次田布施町総合計画」の部門別計画として策定し、障害者基本法に基づく、障がいのある人の生活全般に関する施策の基本的事項を定めた中長期的な計画と障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく、障がい福祉サービスや支援等の提供体制の確保に係る目標や、サービス必要量の見込みなどを定めた実施計画であり、田布施町の障がい者施策を推進するうえでの「基本方針」となるものです。

3. 計画の基本理念

(1) 自立・参加の支援

障がいのある人が、生涯を通じて、様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

(2) 主体性・選択制の尊重

障がいのある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会を目指します。

(3) 地域で協働・支え合い

障がいの有無に関わらず誰もが住み慣れた家庭や地域の中、共に地域の一員として安心して暮らすことが最も望ましいことです。そのために、思いやりの心に満ちた、ふれあいの豊かな、みんなが協働し、支え合う社会の実現を目指します。

4. 計画の期間

田布施町障がい者計画（第5期）は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。主要なサービスに係る数値等については、令和2年度に数値目標を見直し、令和3年度から令和5年度までを障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）として策定します。